

令和3年度改訂

四国中央市人権施策推進プラン

四国中央市

1 四国中央市人権施策推進プランの目標と位置づけ

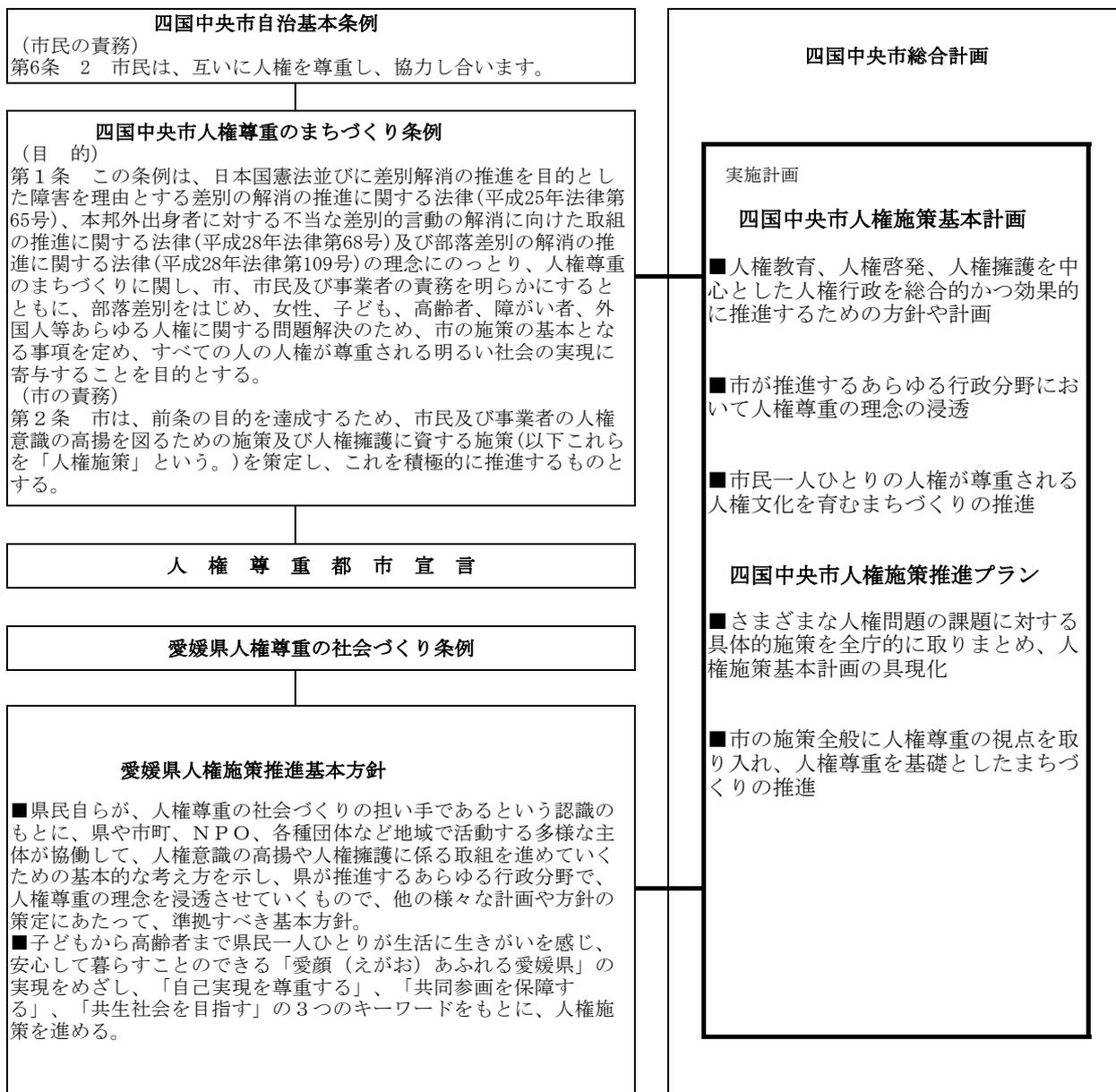
2015（平成27）年度策定の第2次四国中央市総合計画では、まちづくりの理念を「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」としています。市民一人ひとりがしあわせを感じられるまちであるためには、人権を尊重し認め合い、人権文化を創造し、育むまちづくりを推進していくことが求められます。

また、四国中央市人権施策基本計画では、まちづくりの主体となる市民に必要な人権感覚等の醸成や市民のしあわせな暮らしの実現に向けて、市がその条件整備と支援を行うことを提起しており、根底となる人権教育・啓発を推進するためには、人権問題に対する関心の喚起、情報の提供、教材等の整備、学習の場と機会の提供、推進者の養成などを主要な目標とする事業を展開することが必要であるとしています。また、行政施策全般については、種々の人権課題に即し、人権尊重の視点で事業等の点検や評価を行うことをめざしています。

四国中央市人権施策推進プランでは、基本計画に基づき、具体的な事業について、人権尊重の視点で点検や評価を行い、人権尊重を基礎としたまちづくりの推進をめざします。

なお、推進プランの期間は2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間とし、3年ごとに全体的な見直しを行います。ただし、個々の事業について新設や廃止等の修正は、毎年行います。

四国中央市人権施策推進プランの位置づけ



2 プラン推進の方策

(1) プラン推進の3本柱

プランの推進に当たっては、<人権教育・啓発の推進><人権行政・施策の推進><人権尊重を基礎としたまちづくり>を3本柱とし、それら相互の密接な連携・調整の下に、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざします。

(2) 年次分類

- A：現在実施しており、継続して実施する事業
- B：現在実施しており、充実強化する事業
- C：新規に実施する必要がある事業

3 プラン推進に向けて

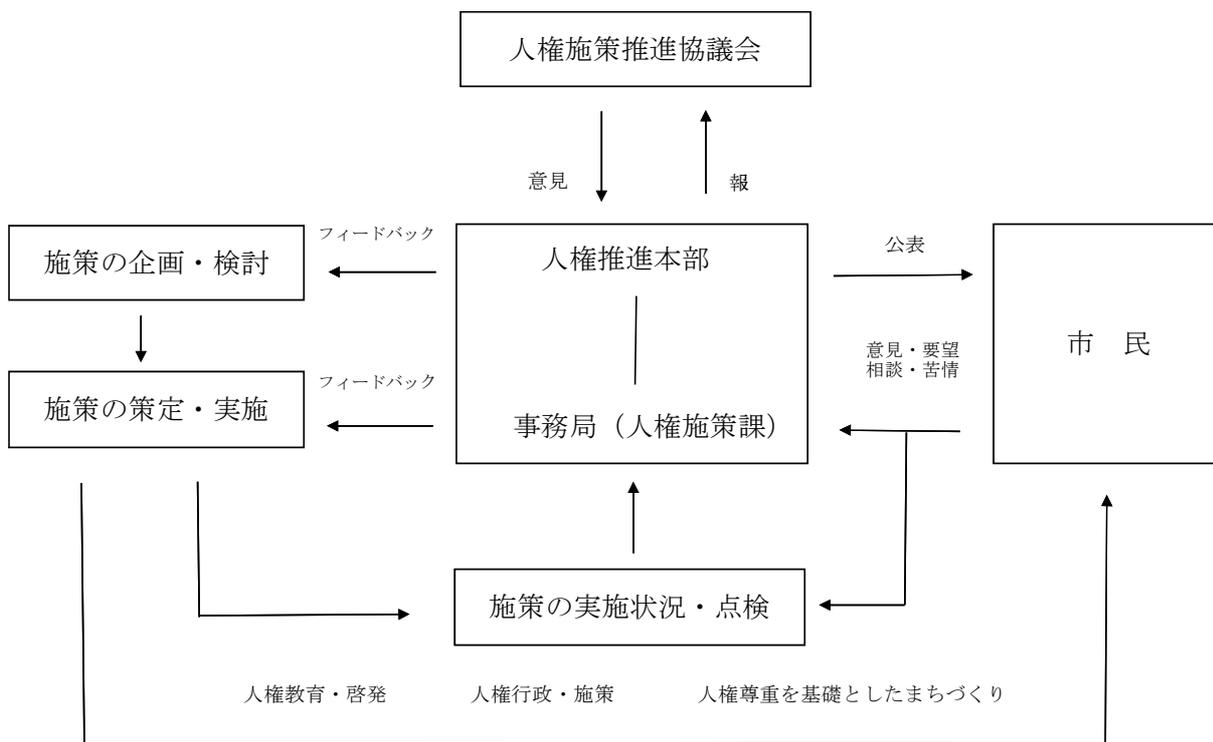
(1) 市の推進体制

市が行う業務は、すべて人権と関わっており、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。このため、市のあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。また、人権を尊重した総合的かつ効果的な施策を全庁的に推進するため、四国中央市人権推進本部を核として、部局相互の連携・協力を図ります。

(2) プランの進行管理

推進プランの各施策については、毎年度末に、各課において取組状況及び課題解決や人権尊重の視点に基づいた点検を行い、取組状況報告書として四国中央市人権推進本部及び四国中央市人権施策推進協議会へ報告し、意見を聴取するとともに、市民へ公表します。また、施策について市民から寄せられた意見・要望・相談・苦情等は施策の企画・検討・策定・実施や点検のために担当課へフィードバックし、さらに充実した施策となるよう努めます。

プラン推進の枠組みとフローチャート



(3) 国、県及び関係機関等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進していますが、より一層総合的・効果的に推進するためには、相互の緊密な連携と協力体制を強化することが必要です。

法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町村等で構成される人権啓発活動ネットワーク協議会や市内の多くの関係機関・団体・企業・学校・行政で構成される四国中央市人権教育協議会をはじめ関係諸団体が互いに有機的な連携を図ることにより、それぞれが持つ教育、啓発、擁護といった従来の機能や社会的役割をさらに発揮することが期待できます。

(4) 各種団体等との協働の推進

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、各種団体やNPO、企業などの自主的、主体的な活動が不可欠であり、市がこれらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、近年、価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPO活動などに参画する人が増加し、地域づくりの担い手として、大きな役割を果たしています。

行政としても、これらの自主的な取組やノウハウを活かしていくことは、市民が主体的、自主的な活動により人権教育・啓発を推進する観点からも重要です。

また、行政、NPO、ボランティア、企業等がパートナーシップを形成し、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮することにより、人権施策の充実が図られます。

市民と連携、協働した取組を進めるためには、各種市民組織、NPOなどと協議・情報交換のルートをつくるとともに、それら相互のネットワーク構築を支援し、それを人権尊重のまちづくりのための共有資産とすることを検討していきます。

4 共通課題

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権教育・啓発の推進	市職員の人権意識を高める研修	新規任用職員人権研修	「人権尊重のまちづくり条例」の内容等人権に関する市職員としての基礎知識について学ぶ	A	人事課	
2			人権・同和教育職員研修事業	市職員がさまざまな人権問題への正しい理解と認識をはかり、人権問題の解決の推進的役割を果たせるよう、推進員研修、全職員研修、課内研修の実施と各種研修会への派遣を行う	A	人権施策課	
3			各研修会参加	新転任教職員・就学前交流・隣保館研修会等に参加することによって、一人ひとりの人権感覚高揚及び人権教育の意識統一を図る	A	こども課(保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課(発達支援センター)	子ども
4			就学前人権・同和教育研究大会	市職員が全体会・研究協議を通し様々な人権問題を解決するための方法を検討確認する	A	こども課(保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課(発達支援センター) 生涯学習課	
5		保護者への人権教育・啓発	保護者啓発	保護者と連携を深め、仲間作りの大切さや身近にある人権問題を取り上げる等、人権・同和教育についてわかりやすく啓発する 人権・同和教育だよりの発行や身元調査お断りステッカーの配布	A	こども課(保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課(発達支援センター)	子ども
6				保護者を対象に、自分自身の人権感覚を磨き、差別をなくしていくための話合いの場をもつ 懇談会では子育ての話を中心に、学習会では同和問題を中心に話し合う	A	学校教育課 生涯学習課	
7				社会教育等における人権教育・啓発	四国中央市人権のつどい	子どもから高齢者まで誰でも参加でき、人権を身近なものとして考えてもらうことを目的とし開催する	A
8		人権のまちづくり講演会	人権文化を育むまちづくりを推進するため、主に地域住民を対象に、市内3地域3公民館において、さまざまな人権課題についての人権講演会を行う	A			
9		差別をなくする強調月間事業	本庁、川之江・土居庁舎に懸垂幕を掲示するとともに、公用車へ啓発マグネットを貼付する	A			
10		広報・CATVでの人権啓発事業	毎月の広報で啓発記事を掲載するとともに、市内で開催した啓発事業や講演会などをCATVで放送する	A			

4 共通課題

11	人権教育・啓発の推進	社会教育等における人権教育・啓発	街頭啓発事業	市内のスーパーにて、街頭啓発活動を実施する	A	人権施策課	
12			施設維持管理委託業者人権・同和教育研修会	下水処理場の施設維持管理委託業者を対象に人権啓発活動の一環として、人権意識の高揚を図ることを目的に研修会を実施する	A	下水道課	
13			公民館での人権・同和教育研修会・講演会・懇談会	地域住民を対象に、各種団体やサークルなどにおいて、研修等を実施する	A	生涯学習課 (公民館)	
14			婦人交流学習会	町内在住の婦人同士が交流、学習することによって、人権問題を自分の問題として感じ、差別を解消する知識と行動力を育てる	A		
15			研究大会	全体会・分科会を通し、市民の人権意識について現状を把握し、同和教育問題を是れとす様々な人権問題を解決するための方法を検討確認する	A		
16			いきいきサロン訪問学習会	全サロンを対象に、各地区の会場にて人権啓発ビデオ上映・意見交換などを行い、地域住民の人権意識の向上を図る	A		
17			郷土の歴史と先人についての学習会事業	学校関係から一般の方々まで幅広く対象とするもので、差別解消への取り組みや人間のあり方、平和の尊さなどについて、郷土の歴史や先人を通して学べる機会を提供する	B		文化・スポーツ振興課 (暁雨館・かわのえ高原ふるさと館)
18			企業等新採合同研修事業	企業の職場内に人権の輪を広げる為、企業と連携を図り、当協議会と共催し、新規採用社員を対象に合同研修会を実施 また、研修開催を促進し、講師を派遣する	A	生涯学習課	
19			新宮地域集会所人権・同和教育学習会事業	高齢化の進んでいる新宮地域の地域性を考慮し、昼間、主に高齢者を対象に自治会単位の4会場で、人権・同和教育集会所学習会を行う	A		
20			新宮地域人権の集い事業	新宮小中学校・公民館と共催で実施。学校人権・同和教育参観日に講演会を実施し、講師を招き人権・同和教育を新宮地域の小中学校、保護者、市民を対象に行なう	A		
21			人権・同和教育研究大会(社会教育部)	全体会を通し、同和教育問題を是れとす様々な人権問題を解決するための方法を検討確認する	A		生涯学習課

4 共通課題

22	人権教育・啓発の推進	各地域における人権教育・啓発の推進	推進委員会	地域推進委員会を一本化し、組織を強化することで、市内の人権・同和教育について検討、連絡、報告会等を実施する	A	生涯学習課	
23		人権・同和教育の推進体制の整備	人権・同和教育専門委員会	市人権教育協議会の中の当委員会は、広報啓発委員会(会報「きずな」の作成)、地区別推進委員会検討委員会の2委員会があり定期的に委員会を開催している	A		
24			人権・同和教育専門部会	市人権教育協議会の中の当専門部会は、社会教育部、就学前・学校教育部があり各事業について協議・実践する	A		
25		推進者の養成	人権・同和教育推進者養成事業	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を正しく認識し、差別の現実から学び、自らの課題として捉え、主体的・積極的に差別をなくしていく推進者の養成を目的とした講座の開催	A		
26	人権行政・施策の推進	市民のニーズにあった広報・情報提供と提供手段の充実	広報紙発行	行政相談・人権相談日程の掲載・人権に関する啓発活動などの掲載	A	総務調整課	
27			公民館だより発行	公民館だよりへの啓発記事の掲載	A	生涯学習課(公民館)	
28			人権・同和教育会報発行事業	広報・啓発活動の一環として、年6回、隔月に人権・同和教育会報「きずな」を発行し、全戸配布し、市民へ啓発を行なっている	A	生涯学習課	
29			人権教育の心を育てる5つの目標	「人権教育の心を育てる5つの目標」の趣旨を知ってもらい実行するため、ステッカーを配布する	A	生涯学習課	
30			人権教育講演会等の議員への周知	職員、住民対象の人権教育講演等の開催について、議員に周知する	A	議事調査課	
31			相談窓口・活動の充実	相談事業	人権相談や各種専門相談に随時対応する	B	人権施策課
32			市民が抱える様々な課題への相談業務	女性(DV)、高齢者、障がい者、犯罪被害者等社会的弱者に対する相談業務の充実を図る	A	市民くらしの相談課	
33		公正な採用の実施	公正な採用選考	職務を遂行するために必要な適正や能力を基準とする採用の実施	A	人事課	
34		市職員への相談活動	職員のメンタルヘルス事業	職員の精神面の健康維持・管理のため相談活動の充実及び精神疾病への正しい理解を図る	A	人事課	
35		市職員への相談活動	職員のハラスメント防止のための相談事業	職員のハラスメントに関する相談窓口である相談員を設置し、相談の充実を図る	B	人事課	
36		市職員への研修・啓発	職員のハラスメント防止のための研修・啓発	ハラスメント防止を図るため、ハラスメントの理解を深める研修・啓発を行う	A	人事課	

4 共通課題

37	人権行政・施策の推進	身元調査おことわり運動の推進	身元調査おことわり運動	市民に「身元調査おことわり運動」の趣旨を知ってもらい、ステッカー貼付に協力いただき、結婚差別や就職差別につながる身元調査をなくしていく取組を進める	B	人権施策課	
38			ステッカー配布事業	転入者へ身元調査お断りステッカーの配布	B	市民窓口センター	
39			身元調査おことわりステッカー貼付活動	重大な人権侵害につながる身元調査をなくすため、市人権団体・公民館関係各種団体・教育関係・地域住民と協力し、身元調査おことわりステッカーを各戸へ配布し、地域住民の人権意識の向上を図る	A	生涯学習課（公民館）	
40		個人情報の適切な管理	医療事務事業	被保険者及び受給者の個人情報・レセプト等の守秘管理を徹底し、人権擁護に努める	A	国保医療課	
41			本人通知制度	住民票の写し等の不正請求の抑制及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図るため住民票の写し等（住民票、戸籍謄本等）を第三者交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する	B	市民窓口センター	
42		保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校の連携体制の充実強化	幼保小関連教育事業	幼保小連絡会にて合同学習の実施、授業参観、情報交換により幼児・児童の小学校への円滑な移行指導方法の相互理解を図る	A	学校教育課 こども課	
43		地域や保護者との交流と連携	学校評議員設置事業	校長が地域や保護者の意見を幅広く聞くことを通じて教育活動に活かしている	A	学校教育課	
44	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	市民のニーズにあった広報・情報提供と提供手段の充実	ホームページ開設	・各分野のホームページ開設 ・EnglishPageの開設	A	総務調整課	外国人
45		相談窓口・活動の充実	市民の声BOX	相談・苦情・要望などに対する各窓口との連絡・調整	A	総務調整課	
46			農地の相談業務	農地に関する相談を随時受けている	B	農業委員会事務局	
47			自殺予防普及啓発事業	四国中央市自殺対策計画に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進する	B	保健推進課	
48		市民の交流を図る	観光事業	市民を対象とした各種イベントを開催し、市民交流を通じて相互理解を深めるとともに郷土愛の育成に努める	A	観光交通課	

4 共通課題

49	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	公共施設や地域、家庭等における安全で生活しやすい環境整備	人にやさしいまちづくり事業	歩道の設置・改良 交差点改良	A	建設課	
50			道路維持補修事業	ガードレール等の設置	A		
51			生活道路整備事業	道路側溝の蓋掛け、拡幅	A		
52			交通安全施設整備事業	道路照明灯、転倒防護柵等の設置、あんしん歩行エリアの設置（通学路側帯のグリーンベルト化） 子どもを見守る工事現場の取り組みを積極的に促す	A		子ども
53		学校施設整備事業	ユニバーサルデザインに配慮した全ての人が利用しやすい施設の整備	A	教育総務課		
54		ユニバーサルデザインに配慮した施設整備	施設の改修・建設時には、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努める	B	建築住宅課		
55		応急手当の普及啓発活動の推進	住民に対し応急手当及びAED取り扱いに関する普及に務める	A	消防本部		
56		災害時の避難所の開設	災害時の避難所設置において、要配慮者に配慮した避難所等が設置できるよう努める	B	防災まちづくり推進課		
57	地域や保護者との交流と連携	地域とのかかわり	幼児の作品を展示したり、職員が出し物発表をし、地域の多くの人たちとの交流を図る	A	こども課 （保育園、認定こども園、幼稚園） 発達支援課 （発達支援センター）		
58	市民への交通安全啓発	街頭でのチラシの配布及び広報車による呼びかけ	重大な人権侵害につながる恐れのある交通事故を起こさない、また交通事故に遭わないよう心掛ける意識の高揚を図り、身体や生命を尊重する社会づくりを推進する	A	観光交通課		

5 さまざまな課題への取組

(1) 同和問題

同和問題は、憲法が保障する基本的人権にかかわる重要な問題です。

実態的差別の解消を目的とした、地域改善対策事業等の取組によって、対象地域における環境は大幅に改善されました。また、心理的差別解消のため学校や地域で進めてきた教育・啓発の結果、差別意識解消への成果も上がっています。

しかし、一方で、市民意識調査に見られるように、いまだ結婚や交際・就労の場において同和問題があると認識している人が半数を占めています。さらに、新たな問題としてインターネット掲示板への悪質な書き込みや差別落書きも発生しています。このように、根強い差別意識がいまだに存在しています。

今後は、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら、教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していく必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権教育・啓発の推進	市民等への人権啓発	人権啓発の推進	人権啓発事業等を通じ、同和問題解決へ向けた啓発を行うと共に、市職員の人権意識向上のため継続した人権啓発を行う	B	人権施策課	
2		市職員の人権意識を高める研修	園内研修	人権・同和教育の視点に立ち、同じ思いで幼児にかかわっていけるよう、人権意識の高揚と職員の共通認識を図ることを目的に実施する また、講師を招き、差別の現実学ぶ研修を行い、差別解消に向けての行動化につなげる	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	子ども障がいのある人
3		保護者への人権教育・啓発	保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	女性子ども障がいのある人
4		社会教育等における人権教育啓発	高齢者を対象とした研修会・学習会	高齢者を対象に、人権・同和教育講座を実施	A	生涯学習課 (公民館)	
5		学校教育における人権教育の推進	新規採用・転入教職員等の人権・同和教育研修会	新規採用教職員及び他地域からの転入教職員を対象に市の人権・同和教育の取り組みの共通認識と人権意識の高揚を図っている	B	学校教育課 生涯学習課	
6			市学校人権・同和教育研究大会	研究会を通じて教職員の人権・同和教育研修の充実を図っている	A	学校教育課	
7			人権・同和教育主任会	各地域や学校における人権・同和教育等の課題を出し合うとともに、市全体の課題を見つめることで市における人権・同和教育を推進している	A		
8	人権行政・施策の推進	相談窓口・活動の充実	相談事業の充実	同和問題に関する相談について、隣保館とも連携を図りながら、随時対応する	B	人権施策課 (隣保館)	
9		隣保館活動の機能強化と総合相談事業の充実	啓発・広報活動事業	館活動の紹介や人権・同和教育に関する広報活動を行うとともに、学習やセミナーを開催し市民に対する学習の場を提供している	A		

(1) 同和問題

10	人権行政・ 施策の推進	隣保館活動の 機能強化と総 合相談事業の 充実	地域交流事業	サークルや講座の開設など、人権・同和問題解決のための交流を図る目的で、各館で行事を開催している	A	人権施策課 (隣保館)	
11			啓発資料貸し出し等	図書・啓発ビデオの貸し出しをおこなうことにより、人権意識の高揚に資する	A		
12			交流促進講座	隣保館では海外より来日され市内に在住されている方々を対象とした「識字学級」を開催し、読み書きを中心とした日本語教育のみならず、日本文化や歴史についても学び母国を離れた参加者間での交流や親睦を図っている また、健康維持・増進を目的として健康体操教室を開催している	A		
13			周辺地域巡回事業	隣保館において商業施設での啓発ティッシュ配布、公民館と共同して身元調査おことわりステッカー貼付活動、公民館での隣保館紹介パネルの展示を行っている	A		
14			休日開館事業	隣保館ではサークル、講座の定期的な開設により市民の交流を図っている	A		
15		安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	女性 子ども 障がいのある人

(2) 女性

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識が根強く残っていることから、社会生活のさまざまな場面において女性や男性という理由で不利益をうけることがあります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントといった女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題になっています。

男女が互いに人権を尊重するとともに、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現やあらゆる暴力から女性を守るための相談や対応の体制整備を図る必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業		
1	人権教育・啓発の推進	保護者への人権教育・啓発	保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 子ども障がいのある人		
2			育児講座	虐待を防止し、子育ての不安を解消するために保護者を対象に、子育ての基礎知識や人権感覚高揚のための講座開設	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	子ども		
3	性別による役割分担意識の解消		男女共同参画意識の普及・啓発事業	広報紙、市ホームページ等を活用した広報・啓発及び情報の提供を行う	A	地域振興課			
4			意識改革のための啓発事業	男性や若い世代を対象とした意識改革のための啓発講座の開催	A				
5			家庭生活への男女共同参画の推進事業	男女がともに分担し合う意識の高揚を図る講座や研修会を開催する	A				
6			男女共同参画の推進事業	男女がともに安心して暮らせるための職場環境づくりに関する事業を行う。	A				
7	個人の尊厳、男女の平等と相互協力についての学習活動		ママパパ学級	妊娠・出産・育児について、夫婦で学び考える機会として実施している 体験などを通して、妊婦の日常生活動作や、父親・母親の役割を理解し、育児参加への意識の向上を支援している	A	保健推進課			
8			女性を対象とした研修会・学習会	女性を対象とし、人権学習をはじめ日常生活に必要な知識や教養の習得を目的とした研修会等を開催する	A		生涯学習課 (公民館)		
9			三歳児母親学級	三歳児を持つ母親を対象に、親としての基礎知識を習得するための講座を実施する	A				
10	人権行政・施策の推進	推進者の養成	食生活改善推進員養成講座	地区で女性が活躍できるリーダーの養成であり、栄養の基礎知識・調理の基本等の講義、調理実習を実施する	A	保健推進課			
11			女性の働きやすい環境づくり	子育て世代の支援	子育てと労働が両立できるような職場環境を充実させる		B	人事課	
12			審議会等への女性の登用を推進	審議会等女性参画促進事業	審議会等への女性の登用率の向上啓発をする		B	地域振興課	

(2) 女性

13	人権行政・ 施策の推進	女性の健康に 関わる支援	母子健康手帳の 交付	妊娠届出と同時に母子健康手 帳を交付し、妊娠中に気をつ けること・定期健診の重要性 等を説明し、母親の自覚を持 つ最初の機会としている 妊婦・出産・育児に関する相 談に応じ、必要な情報提供・ 助言・保健指導を行い、支援 プランを策定する	A	保健推進課			
14			ママパパ学級	妊娠・出産・育児について、 夫婦で学び考える機会として 実施している 体験などを通して、妊婦の日 常生活動作や、父親・母親の 役割を理解し、育児参加への 意識の向上を支援している	A				
15			予防接種事業	予防接種法に基づく、定期予 防接種を実施している対象者 は、乳幼児・学童等、及び一 部障がい者を含む高齢者であ る	A		子ども 高齢者		
16			食生活改善推進 員リーダー研修 会	研修会では、健康教育・調理 実習を実施する リーダーが地域で伝達講習す ることで、地域住民の健康意 識を高め、生活習慣病を予防 することにつながる	A				
17			健康教室	健康づくり等についての講義 や実技を通じて、自分の生活 習慣を見直し、健康づくりを 支え合う仲間づくりを支援す る	A		高齢者 障がいのある人		
18			生活習慣病等健 康相談	各保健センターにおいて健康 相談を実施し、生活習慣病等 を始めとした相談を実施する	A		高齢者 障がいのある人		
19			訪問指導	心身等の状況で保健指導が必 要な方や家族へ訪問して保健 指導を実施し、支援する	A		高齢者 障がいのある人		
20			健康診査	基本健診、がん検診等を実施 し、疾病の早期発見・治療に 結びつけるとともに、生活習 慣病予防、健康増進を図る	A		高齢者		
21			安心して子育て ができる支援 体制や相談 活動の充実と 環境整備の推 進	妊娠・出産包括 支援事業	①身近に相談できる人がいな いなど、支援を受けることが 適当と判断される妊産婦及び その家族を対象とした相談支 援 ②産後心身の不調や育児不安 があり、なおかつ家族等から 十分な家事や育児などの援助 が受けられない産婦を対象と した産後ケア事業		A	保健推進課	
22				利用者支援事業 (母子保健型)	妊産婦及び乳幼児の実状を把 握し、妊娠・出産・子育てに 関する各種相談に応じる。母 子保健施策や子育て支援施策 に関わる地域保健医療または 福祉に関する機関との連絡調 整を行い、地域の特性に応じ た妊娠期から子育て期にわた る、切れ目のない支援を提供 する体制を構築する		A	保健推進課	

(2) 女性

23	人権行政・施策の推進	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	母子・父子自立支援員相談事業	ひとり親家庭の自立支援や育成等ひとり親家庭の福祉の増進を図るために、自立支援員を配置し、種々の相談支援を実施	B	こども課	子ども
24			母子寡婦福祉連合会運営事業費補助事業	母子寡婦福祉連合会を運営する事業に補助金を交付し、母子家庭の育成及び母子福祉業務の円滑な運営を図ることを目的とする	A		子ども
25			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	自立及び就業に意欲のある児童扶養手当受給者に対して、個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、継続的に支援する四国中央市母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施することにより、手当受給者の自立の促進を図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする	A	こども課	子ども
26	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭または父子家庭の生活基盤の安定、並びに母子家庭の母または父子家庭の父の資格取得を促進するため、四国中央市高等職業訓練促進給付金及び、修了支援給付金を支給する	A	こども課	子ども	
27			保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 子ども 障がいのある人
28	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	農業への女性参画の促進	女性農業大学事業	市内女性農業者及び農業に関心のある女性を対象に、農作物等の栽培指導及び農業振興にかかる啓蒙啓発をするための講座を開設	B	農業振興課	
29	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	離乳食セミナー	育児で大きな部分を占める食事を通して、子どもの健康を維持し、成長・発達を促すよう支援している また健やかな母子・親子関係の形成を促し、子どもの関わりにも自信が持てるように支援している	A	保健推進課	子ども	
30			乳幼児健康診査	成長・発達の節目である4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見しアドバイスするとともに、母親の育児不安解消にも努めている		A	子ども
31			育児相談	概ね0歳～3歳児を対象に、身体発育や栄養など、育児に関する様々な相談に応じ、安心して育児ができるよう支援している		A	子ども

(3) 子ども

家族形態の多様化や社会環境の変化の中で、家庭や地域における教育力や養育力が低下しているほか、子育て家庭の孤立などにより大人からの虐待や子ども同士のいじめ、近年では携帯電話によるトラブルや犯罪に巻き込まれるという状況が発生しています。

保護者の子育ての不安や悩み等を解消するとともに、子どもの人権が尊重され、健やかに成長ができるための環境づくりを学校や家庭、地域社会の大人が互いに連携し推進していく必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業	
1	人権教育・啓発の推進	市職員の人権意識を高める研修	各研修会参加	新転任教職員・就学前交流・隣保館研修会等に参加することによって、保育士一人ひとりの人権感覚高揚及び人権教育の意識統一を図る	A	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	共通	
2			園内研修	人権・同和教育の視点に立ち、同じ思いで幼児にかかわっていけるよう、人権意識の高揚と職員の共通認識を図ることを目的に実施する また、講師を招き、差別の現実学ぶ研修を行い、差別解消に向けての行動化につなげる	B		同和問題 障がいのある人	
3	保護者への人権教育・啓発	保護者啓発	保護者啓発	保護者と連携を深め、仲間作りの大切さや身近にある人権問題を取り上げる等、人権・同和教育についてわかりやすく啓発する 人権・同和教育だよりの発行や身元調査お断りステッカーの配布	A	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	共通	
4			保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B		同和問題 女性 障がいのある人	
5			育児講座	虐待を防止し、子育ての不安を解消するために保護者を対象に、子育ての基礎知識や人権感覚高揚のための講座開設	B		こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	女性
6			人権・同和教育講演会	懇談会や学習会で出た保護者の意見や疑問などに関連した内容で、講師の先生を招き話を聞く	A		学校教育課	
7			子育て支援教室	母親を対象に子育てや家庭教育を図るための研修講座を実施する	B		こども課 (幼稚園)	
8	社会教育等における人権教育・啓発	愛護班対象人権・同和教育	子どもが成長するうえで、家庭がいかに大切な場所であることを講演会などを開催し学習する	A	生涯学習課 (公民館)			
9	障がいのある児童に対する正しい理解を得る啓発	研修事業	市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校の実態に応じて、障害や発達課題がある児童一人ひとりを理解し支援するための研修を行う	A	こども課 発達支援課	障がいのある人		

(3) 子ども

10	人権教育・啓発の推進	障がいのある児童に対する正しい理解を得る啓発	市民への啓発事業	主に保育園、認定こども園、幼稚園で行われる参観日等の「育児講話」として、発達障害を中心とする子どもの困り感や子育てをする親御さんの思いを伝えている 障がいがある子どもたちとその保護者の人権を守ることができる「地域」「人」であっていただくための啓発を行っている	A	こども課 発達支援課	障がいのある人
11	人権行政・施策の推進	市民のニーズにあった広報・情報提供と提供手段の充実	広報・啓発活動	不審者情報の発信及び、児童・生徒に対する情報モラルの啓発活動を図る	A	学校教育課 (少年育成センター)	
12		子どもたちの「豊かな心と生きる力」をはぐくむ教育の推進	思春期教室	市内中学1年生を対象に、命を大切に思いやりのある子どもを育てることを目的として実施する 命の誕生とその素晴らしさ、友達や家族を大切にすることを学んでもらう	A	保健推進課	
13			交通安全教室	保育園、幼稚園、小学校、中学校を対象にした交通安全教室を実施する	A	観光交通課	
14		保育サービスの充実	保育事業	児童福祉法に基づく保育園を設置し、保育に欠ける乳児又は幼児を保育している	B	こども課	
15			延長保育事業	保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加に伴い、延長保育を実施し、児童福祉の増進を図ることを目的とする	B		
16			一時預かり事業	一時預かり事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする	B		
17			病児・病後児保育事業	保護者の育児と就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期で集団保育が困難な児童に対し四国中央市病児・病後児保育事業による一時的な保育を実施することにより、児童の健全な育成に寄与することを目的とする	B		
18		子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境づくり	児童館運営事業	児童に健全な遊び場として設置し、乳幼児・児童及びその保護者を対象とした 幼児クラブ・ミニクラブ・プチクラブ・クッキングクラブ等を実施することによってその健康を増進させるとともに、豊かな情操を育む	B	こども課	
19			放課後児童クラブ事業	児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として四国中央市放課後児童クラブを設置している	B		

(3) 子ども

20	人権行政・施策の推進	子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境づくり	障害児通園(児童デイサービス)事業	障害福祉サービス受給者証の交付を受けた児童で、保護者と共に通園できる児童について、児童の福祉の充実を図り、児童の自立助長に必要な知識及び技能を与えるために、生活動作の指導訓練・機能回復訓練・児童の健全な成長の増進を図るため必要な業務を行う	B	発達支援課	障がいのある人
21			障害児母子通園事業	市単独事業で、児童デイサービス事業が実施されていない地域において、障がいを有する児童に対し、自立に必要な知識及び技能の習得を図るため、障害児母子通園事業を実施することにより、障害児の自立を助長し、障がい児の福祉の向上に資することを目的とする	B		障がいのある人
22			母子・父子自立支援員相談事業	ひとり親家庭の自立支援や育成等ひとり親家庭の福祉の増進を図るために、自立支援員を配置し、種々の相談支援を実施	B	こども課	女性
23			母子寡婦福祉連合会運営事業費補助事業	母子寡婦福祉連合会を運営する事業に補助金を交付し、母子家庭の育成及び母子福祉業務の円滑な運営を図ることを目的とする	A		女性
24			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	自立及び就業に意欲のある児童扶養手当受給者に対して、個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、継続的に支援する四国中央市母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施することにより、手当受給者の自立の促進を図り、もってひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする	A		女性
25			特別児童扶養手当	20歳未満の身体や精神に中度以上の障がいがある子どもを養育する方に支給	A		障がいのある人
26			予防接種事業	予防接種法に基づく、定期予防接種を実施している対象者は、乳幼児・学童等、及び一部障がい者を含む高齢者である	A	保健推進課	女性 高齢者
27			教育支援員設置事業	小中学校及び幼稚園に在籍する障がいのある児童生徒及び園児の学校等における教育活動を支援する	A	学校教育課 こども課	障がいのある人
28			適応指導教室設置	適応指導教室を設置することにより、学校に行きにくい児童・生徒の自立を促し、集団に適応する力や社会性を養うための支援・援助を行なう	A	学校教育課	
29			ハートなんでも相談事業	学校の児童・生徒に対する問題行動、不登校等の未然防止や早期解決に努める	A		

(3) 子ども

30	人権行政・施策の推進	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実・指導援助	高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭または父子家庭の生活基盤の安定、並びに母子家庭の母または父子家庭の父の資格取得を促進するため、四国中央市高等職業訓練促進給付金及び、修了支援給付金を支給する	A	こども課	女性
31			保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 女性 障がいのある人
32			広報・啓発活動	不審者情報の発信及び、児童・生徒に対する情報モラルの啓発活動を図る	A	学校教育課 (少年育成センター)	
33			個別支援計画作成事業	障がいや発達課題、強い困り感をもって過ごしている子どもたちが周囲に理解されて成長していく(その子どもたちの人権を守る)ための、四国中央市独自のシステム 障がいや発達課題がある児童の保護者が希望する時、作成開始となり、その児童の障害特性や発達課題、必要とされる支援に関する情報、本人や保護者の願い・・・などを、支援機関間、支援者間で確実に引き継いでいく	A	発達支援課	障がいのある人
34			相談事業	子どもの発達に関する各種相談事業(発達支援センターへの電話相談・来所相談・障害児通所支援事業利用に関する相談・保育園幼稚園小中学校で行う巡回相談)	A		障がいのある人
35			訪問指導事業	障がいや発達課題があり、地域の支援体制が整備されていないために、必要とする個別の支援が受けられない状況にある児童を対象として、家庭や所属機関を週に1回訪問して、必要な個別支援を行う	A		障がいのある人
36			特別支援学校分校開設に関する推進	みんなが共生できる社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進していくために、「特別支援学校分校設置」を含めた今後の特別支援教育体制について協議する	B	学校教育課	障がいのある人
37		子どもの虐待を含む家庭教育を支援する相談体制の充実・指導援助	要保護児童対策地域協議会活動	関係機関や関係者で組織された代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を実施することで、要保護児童の適切な保護を図る	B	こども課	
38			養育支援訪問事業	児童の養育に支援を必要とする家庭に、家事支援や専門支援を実施することにより、安定した児童の養育が可能となることを目的とする	B		

(3) 子ども

39	人権行政・施策の推進	子どもの虐待を含む家庭教育を支援する相談体制の充実・指導援助	家庭児童相談事業	子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、子どもの権利を擁護する	B	こども課			
40			子育て総合相談事業	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のために、広く子育て全般に関する相談支援を実施する	B				
41	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境づくり	こんにちは赤ちゃん訪問	赤ちゃんと保護者の子育てを応援するために赤ちゃんがお生まれになったすべての家庭を訪問している	A	保健推進課			
42			離乳食セミナー	育児で大きな部分を占める食事を通して、子どもの健康を維持し、成長・発達を促すよう支援している また健やかな母子・親子関係の形成を促し、子どもの関わりにも自信が持てるように支援している	A		女性		
43			乳幼児健康診査	成長・発達の節目である4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見しアドバイスするとともに、母親の育児不安解消にも努めている	A		女性		
44			交通安全施設整備事業	道路照明灯、転倒防止柵等の設置、あんしん歩行エリアの設置（通学路路側帯のグリーンベルト化）	A		建設課	共通	
45			子どもを見守る工事現場の取り組み事業	市が発注する公共工事の現場においては、子供を犯罪から守ることを目的に取り組みを行っているが、現時点では受注者に義務付けられていないことから、積極的な取り組みの実施を促す	B		下水道課		
46			道路及び公園整備事業	ユニバーサルデザインの考え方の下に事業を進める	A		都市計画課	高齢者障がいのある人	
47			学校施設のバリアフリー化	特別支援学級の設置に伴い、スロープ設置、洋式トイレ設置等の施設改修及び教具整備を行う	A		教育総務課	障がいのある人	
48			夏休み親子料理教室	夏休みの1日、親子でいっしょに料理をつくることにより、親子の心のふれあう時間も作る	A				
49			安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実・指導援助	子育て支援拠点事業	乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、交流し、育児相談等を行うことのできる場としての子育て支援拠点を実施		B	こども課	
50				ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者で組織する四国中央市ファミリーサポートセンターを設置し、育児の援助活動を実施		B		

(3) 子ども

51	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実・指導援助	育児相談	概ね0歳～3歳児を対象に、身体発育や栄養など、育児に関する様々な相談に応じ、安心して育児ができるよう支援している	A	保健推進課	女性	
52			街頭補導活動	所員による街頭補導、少年補導員による地区単位の街頭補導を中心に、少年非行の未然防止を図る	A		学校教育課 (少年育成センター)	
53			少年に関わる相談活動	非行・いじめ・不登校等に関する相談を、こども支援室が中心となり、面接及び電話、訪問、メールによる相談を図る	A			
54			環境浄化活動	危険箇所と有害環境の点検強化と適切な処置を図る	A			

(4) 高齢者

高齢化が進むなか、介護や医療の問題、高齢者に対する虐待や振込めサギ・消費者トラブルなどさまざまな問題が生じています。

高齢者が、家庭や地域社会、医療機関、福祉施設などのあらゆる場において、人間としての尊厳が守られ、社会参加等の機会が妨げられることなく生きがいのある安心した生活を送るための支援体制を充実させていく必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業		
1	人権教育・啓発の推進	社会教育等における人権教育・啓発	認知症にやさしい地域づくり講演会	認知症になっても住み慣れた地域で安心してくらすための啓発活動	A	高齢介護課 (地域包括支援センター)			
2			認知症講座 徘徊模擬訓練	認知症について学び、徘徊等で気になる高齢者への声かけを模擬体験することで理解を深めることを目的として実施する	A				
3			高齢者を対象とした研修会・学習会	健康や身近な社会問題を学習し、高齢者の人権について考える学習事業	B		生涯学習課 (公民館)	共通	
4			推進者の養成	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守る応援者の養成		B	高齢介護課 (地域包括支援センター)	
5				キャラバン・メイト連絡会	認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトの資質向上のため、情報交換や研修会等の実施		B		
6	人権行政・施策の推進	高齢者地域支援体制の構築	包括ケアネットワーク (権利擁護連絡会議)	高齢者の権利を擁護し、地域での安心した生活の継続を図るため、関係機関による情報交換や権利侵害等の問題解決の為の支援体制の検討、研修会等の実施	B	高齢介護課 (地域包括支援センター)			
7			地域包括支援センター包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者の方が暮らしやすい地域にするために、さまざまな機関とのネットワーク作りを行う	B				
8			高齢者の見守り	高齢者宅の水道検針等により変わったことがあれば関係機関と連携し安否確認を行う	A		水道局 給水整備課		
9	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	公共施設や地域、家庭等における安全で生活しやすい環境整備	デマンドタクシー事業	高齢者等交通弱者の移動手段の確保を図る	A	観光交通課	障がいのある人		
10			道路及び公園整備事業	ユニバーサルデザインの考え方の下に事業を進める	A	都市計画課	子ども 障がいのある人		
11			投票所の環境改善事業	車椅子用のスロープの設置並びに記載台照明灯の検討を行う	A	選挙管理委員会	障がいのある人		
12			一人暮らし高齢者宅防火診断	一人暮らしの高齢者宅を訪問し火気の取り扱い及び住宅の防火診断を行う	A	消防本部			
13			高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくり	安心ふれあいごみ収集事業	ごみを自力でごみステーションまで持っていくことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人を対象に(※要件有)週に一度、玄関先までごみの収集に伺い、ごみが出ていないときには、声かけなどの安否確認を行うことによって、安心して暮らすことのできる生活を支援する	A	生活環境課	障がいのある人	

(4) 高齢者

14	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくり	高齢者交通安全教室	高齢者を対象にした交通安全教室を実施する	A	観光交通課	
15		認知症高齢者への支援	成年後見制度	認知症などの理由で判断能力が十分でない高齢者等の財産管理や権利を擁護、支援していく制度。申立人がいない場合は、市長が申し立てを行うことができる 費用負担が困難な利用者へ、費用等を助成する	B	高齢介護課	
16		認知症高齢者みんなで探そや！ネットワーク	認知症高齢者みんな	認知症高齢者が徘徊により行方不明となった際に、協力機関に情報を配信し、早期発見及び保護を図る	B	高齢介護課 (地域包括支援センター)	
17		あんしん登録制度	認知症の方が、徘徊等により行方不明となった際に、早期に発見・保護できるよう必要な情報を登録する制度	B			
18		要介護高齢者の相談体制の整備等	地域包括支援センター総合相談事業	高齢者やご家族からの相談について介護・医療・福祉サービスに関する情報提供等を行う	B	高齢介護課 (地域包括支援センター)	
19		地域包括支援センター権利擁護事業	虐待の防止・早期発見や成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応する	B			
20		施設・住宅サービスの利用者の立場に立ったサービスの質的向上	包括ケアネットワーク (地域ケア会議)	地域ケア体制の推進及びその充実を図るため、情報交換や必要な社会資源及びサービス体制等の検討等、研修会等の実施	B	高齢介護課 (地域包括支援センター)	
21		包括ケアネットワーク (予防事業連絡会議)	高齢者の要介護状態となることの予防及びその状態の維持・改善を図るため情報交換やサービスメニュー等についての検討、研修会等の実施	B			
22		地域包括支援センター介護予防マネジメント事業	支援や介護が必要となるおそれがある方に対し、介護予防サービスのケアプランや効果の評価を行う	B			
23		健康づくり・生活支援の推進と介護予防	在宅福祉事業	各種高齢者福祉サービスの提供により、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすことのできる生活を支援する	B	高齢介護課	
24	介護予防教室	自立生活の助長及び社会的孤立感の解消を図る	B	高齢介護課 (地域包括支援センター)			
25	介護予防支援業務、介護予防ケアマネジメント業務	介護予防認定で要支援1・2の認定を受けた方、または事業対象者と判定を受けた方のケアプランを作成し、介護予防を支援する	B				
26	予防接種事業	予防接種法に基づく、定期予防接種を実施している対象者は、乳幼児・学童等及び、一部障がい者を含む高齢者である	A	保健推進課	女性 子ども		

(4) 高齢者

27	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	健康づくり・生活支援の推進と介護予防	健康教室	健康づくり等についての講義や実技を通じて、自分の生活習慣を見直し、健康づくりを支え合う仲間づくりを支援する	A	保健推進課	女性 障がいのある人
28			生活習慣病等健康相談	各保健センターにおいて健康相談を実施し、生活習慣病等を始めとした相談を実施する	A		女性 障がいのある人
29			訪問指導	心身等の状況で保健指導が必要な方や家族へ訪問して保健指導を実施し、支援する	A		女性 障がいのある人
30			健康診査	基本健診、がん検診等を実施し、疾病の早期発見・治療に結びつけるとともに、生活習慣病予防、健康増進を図る	A		女性
31	高齢者が培ってきた経験や知識を生かせるシステムづくり	農業高齢者の自立と生きがいの支援	高齢者の経験や知識を若い世代に伝える機会の提供	B	農業振興課		

(5) 障がいのある人

障がいの有無に関わらず、誰もが人間らしく幸福に生きる権利が保障されていますが、「障がい」に対する理解や配慮・支援不足等の要因により、障がいのある人の自立や社会参加が阻まれている状況にあります。

家庭や学校、地域社会などのあらゆる場において、障がいのある人の人権が尊重され、地域で安心して暮らせるよう、理解と認識を深める必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権教育・啓発の推進	市職員の人権意識を高める研修	職員研修・啓発	「障害者差別解消法」が施行されてから、行政機関には差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務付けられている。市職員として、障がいのある人に対するの応対や、特性の理解を深める研修・啓発を行い、人権意識の高揚を図る	B	生活福祉課	
2			園内研修	人権・同和教育の視点に立ち、同じ思いで幼児にかかわっていけるよう、人権意識の高揚と職員の共通認識を図ることを目的に実施する また、講師を招き、差別の現実学ぶ研修を行い、差別解消に向けての行動化につなげる	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 子ども
3			施設内研修	障がいのある人の人権に配慮し、職員の人権意識の向上を図るため、研修を行う	A	発達支援課 (太陽の家)	
4	保護者への人権教育・啓発	保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 女性 子ども	
5	障がいのある児童に対する正しい理解を得る啓発	研修事業	市内の保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校の実態に応じて、障がいや発達課題がある児童一人ひとりを理解し支援するための研修を行う	A	こども課 発達支援課	子ども	
6			市民への啓発事業	主に保育園、認定こども園、幼稚園で行われる参観日等の「育児講話」として、発達障害を中心とする子どもの困り感や子育てをする親御さんの思いを伝えている 障がいがある子どもたちとその保護者の人権を守ることができる「地域」「人」であったりするための啓発を行っている		A	子ども
7	障がいのある人に対する理解を促進し、ノーマライゼーションの理念の普及高揚	障がい者地域移行支援事業	障がい者が安心して地域で暮らすため、当事者家族など地域で支援する方々を対象とした研修を実施することで、「障がい者が地域で暮らす」という地域移行への理解促進を図る	B	生活福祉課		
8			障がい理解普及事業	一般市民などに対して、障がいのある人への理解や「障害者差別解消法」に関する研修会、講演会を開催することで、障がいがある人が暮らしやすい共生社会の実現をめざす		B	

(5) 障がいのある人

9	人権教育・啓発の推進	障がいのある人に対する理解を促進し、ノーマライゼーションの理念の普及高揚	障がい者交流・体験学習事業	総合的な学習の時間などに、障がいのある方を招き、話を聞いたり、交流したりすることにより、児童生徒の障がい者理解を深める	A	学校教育課	
10	人権行政・施策の推進	市民のニーズにあった広報・情報提供と提供手段の充実	点字・声の広報等発行事業	点字・音声での情報提供	A	総務調整課	
11		安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	障がい児通園(児童デイサービス)事業	障がい福祉サービス受給者証の交付を受けた児童で、保護者と共に通園できる児童について、児童の福祉の充実を図り、児童の自立助長に必要な知識及び技能を与えるために、生活動作の指導訓練・機能回復訓練・児童の健全な成長の増進を図るため必要な業務を行う	B	発達支援課	子ども
12			障がい児母子通園事業	市単独事業で、児童デイサービス事業が実施されていない地域において、障がいを有する児童に対し、自立に必要な知識及び技能の習得を図るため、障がい児母子通園事業を実施することにより、障がい児の自立を助長し、障がい児の福祉の向上に資することを目的とする	B	こども課 発達支援課	子ども
13			特別児童扶養手当	20歳未満の身体や精神に中度以上の障がいがある子どもを養育する方に支給	A	こども課	子ども
14			保護者懇談会	懇談会には、園全体・各クラス・個人懇談会があり、子育て支援や人権教育等の講演会や、ビデオ学習及び園での子どもの様子や家庭の様子を話し合う中で、保護者の子育て支援や人権意識高揚を図る	B	こども課 (保育園、認定こども園、幼稚園) 発達支援課 (発達支援センター)	同和問題 女性 子ども
15			個別支援計画作成事業	障がいや発達課題、強い困り感をもって過ごしている子どもたちが周囲に理解されて成長していく(その子どもたちの人権を守る)ための、四国中央市独自のシステム 障がいや発達課題がある児童の保護者が希望する時、作成開始となり、その児童の障がい特性や発達課題、必要とされる支援に関する情報、本人や保護者の願い・・・などを、支援機関間、支援者間で確実に引き継いでいく	A	発達支援課	子ども
16			相談事業	子どもの発達に関する各種相談事業(発達支援センターへの電話相談・来所相談・障がい児通所支援事業利用に関する相談・保育園幼稚園小中学校で行う巡回相談)	A		子ども
17			訪問指導事業	障がいや発達課題があり、地域の支援体制が整備されていないために、必要とする個別の支援が受けられない状況にある児童を対象として、家庭や所属機関を週に1回訪問して、必要な個別支援を行う	A		子ども

(5) 障がいのある人

18	人権行政・施策の推進	安心して子育てができる支援体制や相談活動の充実と環境整備の推進	特別支援学校分校開設に関する推進	みんなが共生できる社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進していくために、「特別支援学校分校設置」を含めた今後の特別支援教育体制について協議する	B	学校教育課	子ども
19		障がいのある児童への教育の充実	教育支援員設置事業	小中学校及び幼稚園に在籍する障がいのある児童生徒及び園児の学校等における教育活動を支援している	A	学校教育課 こども課	子ども
20		障がいのある人の権利擁護と安心して生活できる環境づくり	障がい者権利擁護事業	障がい者の権利擁護を目的に、成年後見制度の啓発や、「障がい者虐待防止法」に係る研修を実施することで、障がい者の権利擁護に対する意識高揚を図る	B	生活福祉課	
21			障がい者差別解消支援地域協議会設置事業	「障害者差別解消法」に係る地域支援協議会を設置することにより、地域における障がい者差別の問題に主体的に取り組む組織を作る	B		
22			手話通訳・要約筆記設置推進事業	市内で開催される講演会などに、手話通訳や要約筆記者を設置することにより、障がいのある人でも安心して催しに参加できる環境づくりを推進する	A		
23	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	障がいのある人の働く場・活動の整備	障がい者就労支援事業	障がい者雇用促進のため、雇用主を対象とした研修の実施や企業と支援機関が協力できる地域体制の強化に努めることで、障がい者雇用に対する理解促進を図る	B	生活福祉課	
24		日常生活の場のバリアフリー化の推進	デマンドタクシー事業	高齢者等交通弱者の移動手段の確保を図る	A	観光交通課	高齢者
25			道路及び公園整備事業	ユニバーサルデザインの考え方の下に事業を進める	A	都市計画課	子ども 高齢者
26			学校施設のバリアフリー化	特別支援学級の整備に伴い、スロープ設置、洋式トイレ設置等の施設改修及び教具整備を行う	A	教育総務課	子ども
27			投票所の環境改善事業	車椅子用のスロープの設置並びに記載台照明灯の検討を行う	A	選挙管理委員会	高齢者
28		居宅サービスの提供と相談体制、情報提供の充実	訪問指導	心身等の状況で保健指導が必要な方や家族へ訪問して保健指導を実施し、支援する	A	保健推進課	女性 高齢者
29			郵便投票	重度の障がいのある方へ選挙の案内を送付する	B	選挙管理委員会	
30		障がいのある人の権利擁護と安心して生活できる環境づくり	徴収事務事業	障がいのある方の主体性を尊重する等相手の立場に立った対応を心がける	B	国保医療課	

(5) 障がいのある人

31	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	障がいのある人の権利擁護と安心して生活できる環境づくり	健康教室	健康づくり等についての講義や実技を通じて、自分の生活習慣を見直し、健康づくりを支え合う仲間づくりを支援する	A	保健推進課	女性 高齢者
32			生活習慣病等健康相談	各保健センターにおいて健康相談を実施し、生活習慣病等を始めとした相談を実施する	A		女性 高齢者
33			手話通訳委託事業	四国中央ふれあい大学等の各講演時に手話通訳を委託する	B	文化・スポーツ振興課	
34			安心ふれあいごみ収集事業	ごみを自力でごみステーションまで持っていくことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人を対象に（※要件有）週に一度、玄関先までごみの収集に伺い、ごみが出ていないときには、声かけなどの安否確認を行うことによって、安心して暮らすことのできる生活を支援する	A	生活環境課	高齢者

(6) 外国人の人権

日本に在住する外国人の中には、文化や習慣などの違いから偏見や誤解に苦しむ人たちが多くいます。また、言語の違いから地域社会との交流が不足し孤立する人や、行政サービスを受けることが困難な人もいます。

このような問題をなくすためには、外国人と日本人が、互いに多様な文化や習慣、価値観等の違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合い、共生できる地域社会の実現を図る必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権教育・啓発の推進	社会教育等における人権教育・啓発	国際理解セミナー事業	外国人と日本人が互いに多様な文化や習慣、価値観の違いを認識し共生できる社会の実現を図る	B	地域振興課	
2	人権尊重を基礎としたまちづくりの推進	市民のニーズにあった広報・情報提供と提供手段の充実	ホームページ開設	各分野のホームページ開設 EnglishPageの開設	A	総務調整課	共通
3		国際交流事業の推進	外国人日本語支援事業	地域に在住する外国人に対し、日本語支援を行う	A	地域振興課	
4			外国人青年招致事業	A L T の招致及び派遣・A L T による中学校での授業を主に小学校への派遣などを通して国際理解をえる	A	学校教育課	
5			多文化共生事業	地域に在住する外国人に対し、防災等の生活支援を行う また、生活情報や学習の場を提供する、国際交流イベントを開催する	A	地域振興課	
6			国際理解のための訪問事業	学校や住民を対象に、国際交流員による国際理解のための講座を実施する	A		

(7) エイズ患者・H I V感染者

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因であるH I V(ヒト免疫不全ウイルス)の感染力は非常に弱く、感染経路は限られており、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。しかし、1980年代、エイズ症例が初めて報告されてから、誤った認識や偏見により、職場での迫害、入園や入学の拒否、医療現場における差別やマスメディア報道におけるプライバシー侵害などの問題が生じました。

こうした偏見や差別の解消のためには、正確な医学情報の迅速な提供とともに、正しい理解をもって患者やその家族の人権に配慮する必要があります。

(8) ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、らい菌によって体の皮膚と末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、感染しても発病することは稀です。さらに、仮に発病しても効果的な治療法があり、完全に治る病気となっています。

しかし、かつては遺伝病と誤解され、本人だけでなく家族までもが差別を受けてきました。ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策を取り続けてきたことから「不治の病」と考えられ、「怖い病気」という意識を定着させてしまいました。

1996(平成8)年、隔離政策は終了し、2001(平成13)年には国も誤りを認めましたが、社会に残る差別や偏見、隔離されたまま高齢を迎えざるをえなかったことなどのさまざまな事情から、全国の療養所には、今なお元患者の多くが、病気が完治したにもかかわらずふるさとに帰ることが難しい現状があります。

ハンセン病についての正しい知識とハンセン病元患者等の人権尊重に対する理解を深める教育と啓発を推進し、ハンセン病療養所入所者の社会復帰を推進するための支援が必要です。

また、ハンセン病に対して犯してしまった過ちと同様の過ちを他の病気や障がいにおいて繰り返すことがないように、ハンセン病を巡る歴史を次世代に引き継ぐ必要があります。

(9) 犯罪被害者

犯罪被害者とその家族は、直接的な被害はもとより、それに付随する精神的、経済的被害を受けているほか、一部のマスメディアの過剰な取材や報道によって、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、さまざまなストレスに苦しむことがあります。

このようななかで、犯罪被害者等の支援、救済を図る法的整備が進められてきました。しかし、制度面の改革だけでなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷などが生ずることのないよう啓発を進める必要があります。

(10) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対して、根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関しての差別や、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にも関わらず、更正意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰を目指す人々にとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更正意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人の人権に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

(11) 性的マイノリティー

人間の性的指向には、いろいろな形があります。異性を愛する人だけではなく、同性愛や両性愛の人もいます。また、性の自己認識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が違っていると感じてさまざまな葛藤が生じる性同一性障害の人もいます。人間を単純に「男性」と「女性」の二つのパターンとしてとらえ、それ以外を認めない考え方は、このパターンにあてはまらない人々を苦しめる原因となっています。多様な性のあり方を認めあうことは、広くすべての人々の人権を守るために大切です。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権行政・施策の推進	男女別記載の見直し	男女別記載の見直し	市が使用している各種様式中の男女別記載について、必要の無いものは削除を検討する	C	人権施策課	
2				現在投票入場券に印字する男女別表示について、*表示を採用しているが今後も継続していく	☪ A	選挙管理委員会	

(12) インターネットによる人権侵害

高度情報化社会（IT社会）が急速に進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報が発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及しています。匿名で発信できることから、他人を誹謗し中傷する表現やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等が掲載されるなど、人権にかかわる問題が増えています。

また、インターネットや、電子メールでは、いったん出てしまった情報は発信者の意図にかかわらず、急速にあらゆるところに広がる可能性や受信者が誤った情報でも正しいものと判断してしまう危険性もあります。

しかし、違法・有害なインターネット上の掲載を規制する制度が不十分なこともあって、なかなか有効な対策が取れない状況にあるため、関係機関に早急な対策を求めるとともに、正しい情報モラルを身につける必要があります。

	施策の方向	具体的施策	施策名	施策内容	年次分類	課・施設名	他の課題との共通事業
1	人権教育・啓発の推進	情報モラル教育の推進	情報モラル教育	学校単位若しくは市教委で講師を招き、有害情報対策やネットによるいじめ対策の講演をしていただく	A	学校教育課	
2	人権行政・施策の推進	インターネットによる人権侵害への対応	インターネットによる人権侵害対応	同和問題等に係るインターネットでの人権侵害に対し、法務局とも連携し対応していく	B	人権施策課	

(13) アイヌの人々

アイヌの人々は、狩猟や漁労を中心とした暮らしを営む中で、独自の言語であるアイヌ語や「ユーカラ」などの口承文芸や古式舞踊など、豊かな文化をはぐくんできました。

明治時代になると、政府は、アイヌの人々の日本国民への同化を目的に、1899(明治32)年に「北海道旧土人保護法」を制定し、農業の奨励や医療や教育などの保護対策を進めようとしたが、付与された土地が良好でない場合が多いことから、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、アイヌの人々の伝統的生活習慣や文化が失われてきました。

この法律は、1997(平成9)年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止されましたが、現在も、アイヌの人々に対する正しい理解や認識が不十分なため、結婚や就職における差別や偏見の存在も報告されており、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る必要があります。

以上のような課題のほかにも、ホームレスの人々に対する嫌がらせや暴行事件、北朝鮮当局による拉致問題をはじめとする人権侵害問題、性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引(トラフィッキング)等のさまざまな人権問題が発生しています。また、社会の変化により、これからは新たな人権課題が表面化してくることが考えられます。今後とも、それぞれの課題に対応した施策と人権教育・啓発が必要となります。